

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 国有財産の公用廃止
建設業者の変更登録
建設業者の登録
旅行あつ旋業者の登録まつ消による営業保証金の取りもどし公告
農地法の規定による土地買収
米飯提供業者の登録
大麦及びびはだか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安告示第十三号の一部改正
- ◇人委告示 職員の任用に関する規則に基づく選考の基準の一部改正

告示

鳥取県告示第七十号

次の土地は、昭和三十七年一月三十一日から公用を廃止した。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地目又は品目	面積又は数量(坪)
米子市昭和町四ノ一、六ノ二、二ノ二地先	道路敷	一二、三八
"	水路敷	一三、〇七

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十七年一月三十日変更登録した。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 名 称 営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (有) 気高工務所 (新) 気高郡気高町大字勝見 (新) 宮石 茂二
 (ハ) 第七〇五号 (旧) 鹿野町鷲峰 (旧) 木下 静造

鳥取県告示第七十二号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により専門工事業者を次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者の氏名	摘要
鳥取県知事登録 (と) 第二九二号	昭三六、一二、二一	沢 玉 組	日野郡江府町江尾一〇八の一	沢 玉次郎	土木工事
" 第六〇四号	"	猪口 建設	鳥取市中砂見七〇七	猪口 柳蔵	土木一式工事
" 第六五号	" 三七、一、一一	協和工業 (株)	米子市万能町七九	岩崎 助右衛門	機械器具設置工事
" 第一〇号	"	(有) 森下工務所	鳥取市吉方七八八	森下 鹿蔵	土木一式工事
" 第二九五号	"	酒 本 組	岩美郡岩美町大字岩本	酒本 善市	建築工事

鳥取県告示第七十三号

昭和三十六年八月二十五日付け鳥取県告示第四百八十一号により旅行あつ、旋業の登録まつ、消になつた鳥取市二階町二丁目五十四番地有限会社山陰観光センター代表取締役新井野平吉より旅行あつ、旋業法第二十一条、旅行あつ、旋業者営業保証金規則 (昭和二十七年運輸省令第一号) 第七条の規定により、営業保証金の取りもどしの請求があつたので、次のとおり告示する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

イ 登録まつ、消前の登録事項中の営業所の名称及び位置

鳥取市二階町五十四番地 有限会社山陰観光センター

ロ 登録の年月日、昭和三十六年二月十日

登録まつ、消の年月日、昭和三十六年八月二十五日

ハ 営業保証金の額 五万円

ニ 旅行あつ、旋業者と旅行あつ、旋に關し取引を行ない、その取引によつて生じた債権を有するものは、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を昭和三十一年七月三十一日までに鳥取県知事に提出されたい。

ホ 右の申出書の提出がないときは、営業保証金が取りもどされる。

鳥取県告示第七十四号

次の土地は、農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) 第七十二条の規定により、買取することに決定したが、土地所有者の現住所が不明のため買取合書を交付することができないため、同法同条第四項において準用する第五十条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地の所在及び対価等

土地の所在	地目	面積	対価	所有者
東伯郡泊村大字宇谷字又治谷三四六の八	原野	一、〇〇一、〇〇一	一、六二九、六〇	本田とし子

二 対価の支払方法 供託する。
 三 買収の期日 昭和三十七年三月十五日

鳥取県告示第七十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十七年二月二日次
 のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 朗

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	破	朗	営業所の所在地
五四九	内田 正光	内田商事有限公司	米子市道笑町二丁目九四番地			住所に同じ
五五〇	井畑 松子	井畑旅館			一二	
五五一	青瀧 静子	白梅			一〇二ノ九	
五五二	松本 定吉	松本旅館			万能町七二	
五五三	手島 清子	武蔵野			七四の二	

五五四	油木 文子	清香荘			東町一三	
五五五	中村 綾子	中村別館			二四	
五五六	武坂 善枝	安岡屋			四八番地	
五五七	柿田 弘治	有限会社柿田旅館			明治町八	
五五八	高橋 喜義	高橋旅館			二五	
五五九	金山 彰美	金山			四〇	
五六〇	光田 久代	光田			五九	
五六一	谷津 満恵	八万荘			五九	
五六二	宮永 しま	豊後屋			茶町一	
五六三	安島 ちえ	安島旅館			加茂町一丁目五	
五六四	飛田 教子	田中屋			六	
五六五	坂本幸之助	幸助荘			桃町二丁目一三五	米子市明治町五四
五六六	田中 清	有限会社清八			明治町一八ノ七	二二ノ一
五六七	内田健二郎	有限会社米音			四五番地	三七番地
五六八	内田健二郎	"			"	"
五六九	矢畑 宗一	丸合食堂			西倉吉町一一	大篠津美保航空自衛隊内
五七〇	岡村 ひで	有限会社福助			皆生二〇三一	西倉吉町二二
五七一	遠藤 輝男	米子市役所職員組合食堂			中町二〇	住所に同じ

五七二	松本万寿夫	鳥取県西部勤労者消費生活協同組合	四日市町八九番地
五七三	鹿津 源藏	志可津	道笑町一丁目三四番地
五七四	小野 雪枝	食通	二丁目
五七五	上田兵之助	江戸兵	明治町三三
五七六	白土 茂基	株式会社白菊	四二
五七七	足羽 歳子	江戸ッ子	末広町一六
五七八	西田とよ子	丸常	塩町三四
五七九	安丸 信男	有限会社末広亭	朝日町一三
五八〇	坂口 和子	京寿司	三〇
五八一	富山 献身	兩國	七二
五八二	吉田吉太郎	有限会社泉屋	角盤町二丁目一七
五八三	広藤 清市		道笑町三丁目一六六
五八四	中尾ちゑの	藤丸	明治町三三
五八五	片岡かつこ	一平食堂	四七
五八六	小沢 樽市	小沢屋	茶町六五
五八七	大江 泰治	おほ江	加茂町一丁目三四
五八八	細見 幸	うるこ	中町一五ノ四

鳥取県告示第七十六号

大麦及びはだか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大麦及びはだか麦の飼料作物への作付転換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、大麦及びはだか麦の飼料作物への作付転換に関する事業を行うために要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号以下「規則」という。)

五八九	田中ふみ子	有限会社福寿家	〃	〃	四八	米子市東町四六
五九〇	中田 綾子	安兵衛	〃	〃	東倉吉町二八	住所に同じ
五九一	笹尾 清藏	千里	〃	〃	花園町一四	米子市角盤町三丁目三二
五九二	沢田 幸夫	たじまや	〃	〃	西町七五	末広町一六

に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する飼料作物への作付転換に関する事業で補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助率)

第三条 補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請書作成の要綱)

第四条 規則第五条の規定による補助金交付申請書は、

正副三通を提出するものとする。

2 前項の申請書に添付する事業計画及び収支予算書は、様式第一号のとおりとする。

(申請事項の変更)

規則第18条の規定により報告する。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

(注) この様式は、それぞれ様式第1号に準ずるものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年二月一日から適用する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

道路の交通に関する規制中3を削り、4を3とし以下順次一ずつ繰り上げる。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十二年十一月鳥取県人事委員会告示第三号(職員の任用に関する規則に基く選考の基準)の一部を次のように改正し、昭和三十七年二月一日から適用する。

昭和三十七年二月六日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

四 研究職選考基準中

五等級	初級	中学卒	三〇	五等級に七年以上在職
中級	高校卒	〇〇	五等級に六年以上在職	
初級	短大卒	〇〇	五等級に三年以上在職	
上級	大学卒	〇三		

を

四等級	初級	中学卒	一〇	
中級	高校卒	〇六		
上級	短大卒	〇三		
	大学卒	〇〇		

に改める。